

## 5. 栄一種

### ・医療栄養学科

#### ①栄養に係る教育に関する科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目				
栄養に係る教育に関する科目	最低修得単位	本学が定める最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項</li> <li>・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項</li> <li>・食生活に関する歴史的及び文化的事項</li> </ul>	2	2	学校栄養教育論	2°	3	「資格科目」
			学校栄養教育実践法	2°	3	「資格科目」
			教育の基礎的理解に関する科目	8	10	教育原理・教育課程論(中高・養・栄)
教職論(中高・養・栄)	2°	1	「資格科目」			
教育制度論(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」			
教育心理学(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」			
特別支援教育(中高・養・栄)	2°	2~3	「資格科目」			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	10	道徳教育の指導法(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
			特別活動の指導法(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
			教育方法論・総合的な学習の時間の指導法(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
			生徒指導論	2°	3	「資格科目」
			教育相談(中高・養・栄)	2°	3	「資格科目」
教育実践に係る科目	2	2	学校栄養教育実習事前事後指導	1°	4	「資格科目」 事前・事後指導
			学校栄養教育実習	1°	4	「資格科目」
	2	2	教職実践演習(栄養教諭)	2°	4	「資格科目」
法定最低修得単位数 栄教一種22単位		必修合計単位数 栄教一種 28単位				

(注) 単位数欄の○印は必修。

②第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目				
第66条の6に定める科目	最低修得単位	本学が定める最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
日本国憲法	2	2	日本国憲法	2°	1	全学共通科目
体育	2	2	生涯スポーツの科学	2°	2～3	全学共通科目
			健康・スポーツ科学実習A	1	1～3	1単位以上選択必修 (全学共通科目)
			健康・スポーツ科学実習B	1	1～3	
			健康・スポーツ科学実習C	1	1～3	
			健康・スポーツ科学実習D	1	1～3	
外国語 コミュニケーション	2	4	英語会話Ⅰ	2°	1	全学共通科目
			英語会話Ⅱ	2°	1	全学共通科目
情報機器の操作	2	2	情報とコンピュータⅠ	1°	1	全学共通科目
			情報とコンピュータⅡ	1°	1	全学共通科目
法定最低修得単位数 栄教一種 8単位		必修合計単位数 栄教一種 10単位				

(注) 1. 単位数欄の○印は必修。

2. 体育については、講義科目と実習科目を合わせて履修しなければならない。

\* 栄一種の免許取得のためには、教育職員免許法施行規則に定められた法定最低修得単位を満たした上で、本学が定める最低修得単位を取得する必要があります。上記の表①、②の単位数の横に○印が付いた必修科目等に注意して履修登録をしてください。

\* 学校栄養教育実習の履修については条件が設定されています。

**【本学が定める最低修得単位数】**

栄一種：①28単位 + ②10単位 = 38単位